

沖縄県の給与・定員管理等の状況について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5 年度の人件費率
令和6年度	人 1,484,081	千円 839,088,656	千円 4,096,140	千円 217,627,750	% 25.9	% 24.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

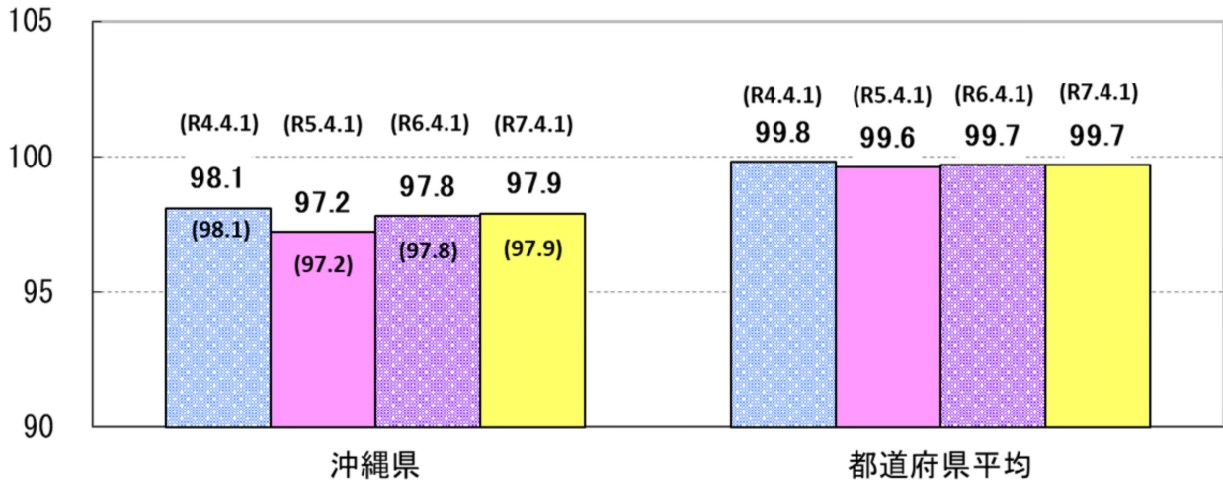
区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)都道府 県平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B		
令和6年度	人 24,153	千円 104,250,173	千円 18,729,051	千円 42,158,385	千円 165,137,609	千円 6,837	千円 6,819

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和7年度	円 375,271	円 364,311	円 10,960	% 3.01	% 3.00	% 3.62

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会の勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支 給月数 B	較差 A-B	勧告(改定 月数)		
令和7年度	月 4.64	月 4.60	月 0.04	月 0.05	月 4.65	月 4.65

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施常況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職棒給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の棒給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間棒月額給での棒給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

〔 実施 未実施 〕

実施内容

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを行うとともに、8級から9級の隣接する級間での給料月額の重なるの解消等を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準と同率で設定。

(実施時期) 令和7年4月1日から実施。なお、本県内において支給対象地域なし。

③ その他の見直し内容

実施内容

(内容) 扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。また、再任用職員への手当支給の拡大。(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
沖縄県	41.8 歳	328,083 円	397,630 円	359,388 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
都道府県平均	42.3 歳	329,304 円	420,139 円	372,087 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の類 似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	A/B
沖縄県	55.9歳	247人	294,955円	325,450円	311,611円	—	—	—	—
うち運転士	59.1歳	36人	312,833円	350,450円	327,761円	乗用自動車 運転者	54.1歳	219,100円	1.60
うち用務員	56.0歳	94人	276,207円	294,600円	289,663円	運搬・清掃・包装 等従事者	51.9歳	225,700円	1.31
うち農業技術補佐員 ・農林水産技能員	58.2歳	45人	318,878円	372,205円	344,558円	—	—歳	—円	—
うち介助員	50.1歳	46人	274,411円	295,280円	289,688円	—	—歳	—円	—
うち電話交換士	55.9歳	3人	368,333円	383,400円	373,833円	—	—歳	—円	—
うち印刷技士	非公表	1人	非公表	非公表	非公表	—	—歳	—円	—
うち土木整備員	59.2歳	7人	301,300円	336,875円	320,014円	—	—歳	—円	—
うち守衛	非公表	1人	非公表	非公表	非公表	警備員	56.1歳	218,700円	非公表
うち調理員・調理士	56.9歳	14人	335,864円	382,908円	352,936円	飲食物調理 従事者	45.5歳	225,400円	1.70
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円	—	—	—	—
都道府県平均	53.7歳	140人	309,925円	366,087円	341,488円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
沖縄県	—	—	—
うち運転士	5,548千円	2,929千円	1.89
うち用務員	4,105千円	3,141千円	1.31
うち農業技術補佐員	5,782千円	—千円	—

・農林水産技能員			
うち介助員	4,051千円	－千円	－
うち電話交換士	6,368千円	－千円	－
うち印刷技士	非公表	－千円	－
うち土木整備員	5,300千円	－千円	－
うち守衛	非公表	2,710千円	非公表
うち調理員・調理士	6,037千円	2,919千円	2.07

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和4年から令和6年までの3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	46.9 歳	397,283 円	447,774 円
都道府県平均	44.6 歳	378,535 円	442,107 円

④ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	43.2 歳	371,449 円	416,579 円
都道府県平均	41.6 歳	366,616 円	424,360 円

⑤ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
沖縄県	39.4 歳	344,485 円	469,204 円	380,821 円
国	41.7 歳	339,095 円	－	399,794 円
都道府県平均	39.4 歳	345,913 円	494,513 円	397,690 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		沖縄県	国
一 般 行 政 職	大学卒	220,000 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	188,000 円
技 能 労 務 職	高校卒	185,700 円	－
	中学卒	－	－
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	246,300 円	－
	短大卒	222,200 円	－

小・中学校教育職	大学卒	246,300 円	—
	短大卒	225,500 円	—
警 察 職	大学卒	251,800 円	255,200 円
	高校卒	216,400 円	216,400 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

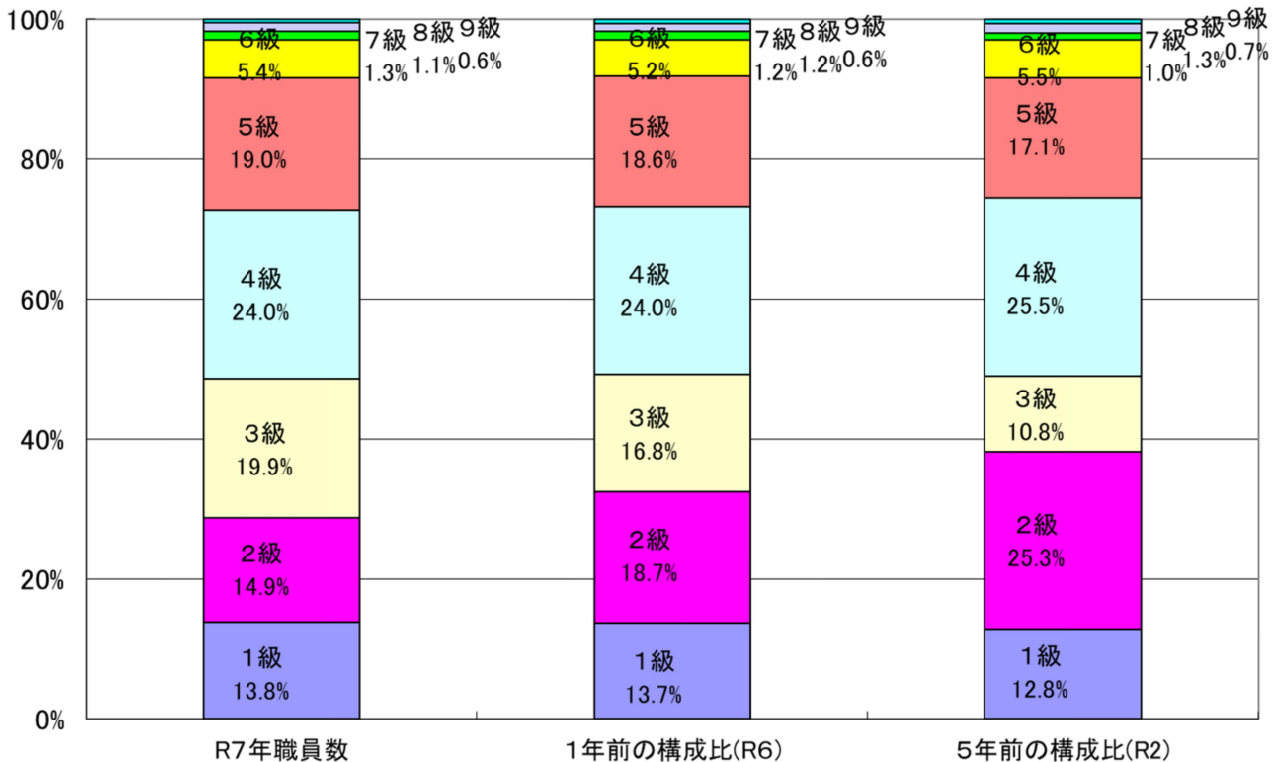
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一 般 行 政 職	大学卒	274,826 円	363,743 円	386,658 円	403,233 円
	高校卒	248,571 円	301,450 円	354,883 円	369,305 円
技 能 労 務 職	高校卒	— 円	— 円	— 円	363,450 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	358,200 円
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	325,236 円	391,454 円	426,649 円	438,371 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
小・中学校教育職	大学卒	329,686 円	388,538 円	413,951 円	429,580 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
警 察 職	大学卒	304,195 円	379,809 円	413,138 円	427,116 円
	高校卒	286,339 円	345,689 円	389,452 円	407,072 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

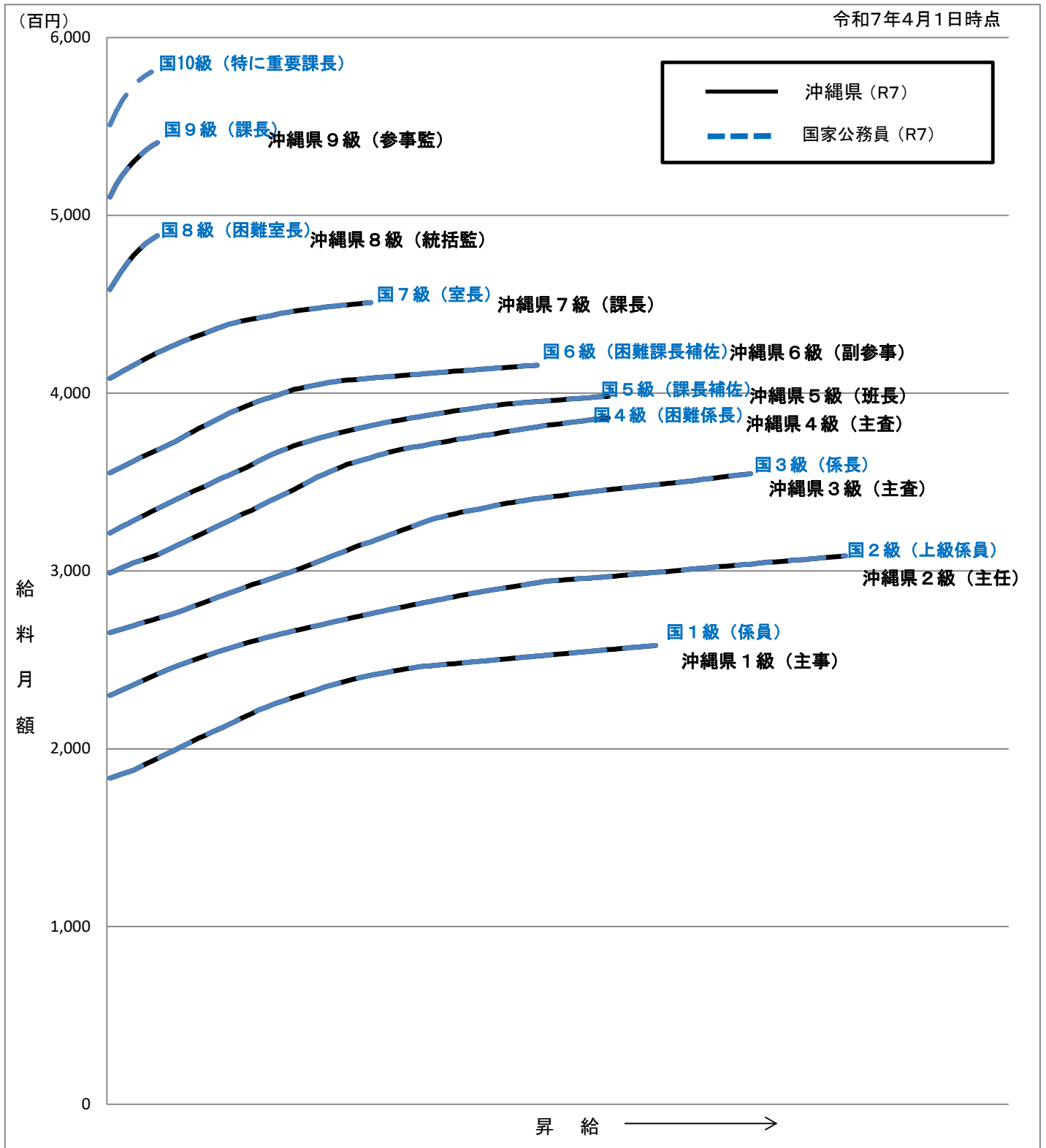
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事又は技師の職務	674人	13.8%	183,500円	258,100円
2級	主任の職務	729人	14.9%	230,000円	308,500円
3級	主査又は主任技師の職務	974人	19.9%	265,300円	354,700円
4級	1 班長又は主幹の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主査又は主任技師の職務	1,174人	24.0%	298,800円	386,100円
5級	困難な業務を行う班長又は主幹の職務	928人	19.0%	321,300円	398,200円
6級	課長又は副参事の職務	263人	5.4%	355,200円	415,700円
7級	困難な業務を行う課長の職務	64人	1.3%	408,300円	450,900円
8級	統括監又は参事の職務	56人	1.1%	458,300円	488,500円
9級	公室長、本庁の部長又は参事監の職務	27人	0.6%	510,200円	540,900円

- (注) 1 沖縄県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和7年4月1日)



(3) 昇給への人事評価の活用状況（沖縄県）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分			○		○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）		/		/	
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

沖縄県		国	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,646千円		—	
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 （1.40）月分	勤勉手当 2.10月分 （1.00）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 （1.40）月分	勤勉手当 2.10月分 （1.00）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%から25%まで	

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率			○		○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）		/		/	
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

沖縄県			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%から45%までの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%から45%までの割合の額を加算)	
1人当たり平均支給額	6,920千円	19,123千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		60,929千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		812,387円	
支給対象地域	支給割合	支給対象人数	国の制度（支給割合）
東京都特別区	20.0%	48人	20.0%
大阪府大阪市	16.0%	5人	16.0%
愛知県名古屋市	15.0%	1人	15.0%
埼玉県さいたま市	15.0%	1人	15.0%
医師・歯科医師	16.0%	22人	16.0%
平均支給割合	0.06%	—	0.06%

(注) 1 「国の制度（支給割合）」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合である。

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		1,108,008千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		91,059円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		50.4%		
手当の種類（手当数）		45		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
種雄牛等取扱手当	畜産研究センター又は家畜改良センターに所属する職員(現業職員を含む。)	(1) 牛及び豚の自然交配、精液の採取若しくは人工授精又はこれらの作業の準備のために牛及び豚を御する作業 (2) 牛の削蹄又はその作業の準備のために牛を	55千円	日額230円

		御する作業		
交通取締等手当	特定警察官（警察官のうち警部以下の階級にあるものをいう。以下「特定警察官」という。）及び渉外事件通訳員	交通の取締り、人身事故の処理及び高速道路での物損事故の処理作業	9,684千円	(1) 日額560円（高速道路における作業の場合は、日額840円） (2) 東日本大震災に対処するため、引き続き5日以上従事した場合は、1日につき840円を(1)の額に加算
自動車等警ら作業手当	特定警察官	警ら用無線自動車による警らの作業	11,310千円	日額420円
		交通取締用自動二輪車による警らの作業		日額560円
爆発物取締作業手当	特定警察官、商工労働部産業政策課、宮古事務所総務課及び八重山事務所総務課に所属する職員	火薬類取締法及び高压ガス保安法に規定する保安検査、立入検査又は完成検査等の作業	136千円	日額230円
海上業務手当	職員	船舶に乗り組み航海中における調査、試験研究、漁業取締り、捜査、警備又は救難等の業務	10,413千円	日額230円 （警察職員が特に困難な作業に従事した場合には、1,100円、日没から日の出までの間に特に困難な作業に従事した場合には、1,650円）
暴風雨時手当	職員（現業職員を含む）	暴風雨時（当該職員が勤務する公署における業務又は事務の全部又は一部が、台風の来襲等による事故発生の防止のための措置として停止された期間に限る。）において、業務に従事することを特別に命じられた場合の業務	727千円	1時間500円
社会福祉手当	福祉事務所に勤務し現業を行う社会福祉主事、身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司等	福祉に関する業務	27,790千円	日額680円

	児童相談所に勤務し現業を行う児童福祉司及び児童心理司	福祉に関する業務		日額900円
	児童相談所に勤務し現業を行う班長、主幹並びに児童福祉司及び相談担当職員に対し、教育、訓練及び指導を行う児童福祉司のうち、児童虐待が発生している場合又は発生していると思われる場合における緊急連絡に基づき出動の要否等の具体的な対応を判断する業務に従事する職員	福祉に関する業務		日額1,120円
	福祉事務所に勤務し現業を行う母子・父子自立支援員、身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う社会福祉主事、女性相談支援センターに勤務する心理判定員等	福祉に関する業務		日額340円
特殊現場作業手当	土木事務所、農林水産振興センター農林水産整備課、農林土木事務所、下水道事務所等に勤務する職員	地上若しくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所又は水面下4メートル以上の深所等で行う作業	—	日額230円
遺骨収集作業手当	職員	遺骨収集の作業	—	日額250円
精神保健業務手当	保健医療介護部地域保健課に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第3項の規定に基づく精神保健指定医の診察への立会い若しくは同法第29条第1項の規定に基づき入院させる精神障害者の護送業務又は同法第38条の6第1項の規定に基づく精神科病院に入院中の者への質問業務若しくは精神保健指定医の診察への立会い	8千円	日額230円

	保健所に勤務する運転士	精神障害者の搬送業務		
爆発物等処理作業手当	特定警察官	爆発物若しくはその疑いのある物件の処理作業又はサリン等による人身被害の防止に関する法律第2条に規定するサリン等若しくはその疑いのある物質の処理作業	—	1回5,200円 (特殊危険物質等の製造解明実験作業の場合は、1回460円)
潜水作業手当	特定警察官並びに水産海洋技術センター、栽培漁業センター、海洋深層水研究所、農林水産振興センター農林水産整備課、教育庁文化財課、埋蔵文化財センター及び沖縄水産高等学校(実習船の運航に関する業務に従事する職員に限る。)に勤務する職員	潜水器具を着用した潜水作業	341千円	(1) 潜水深度20mまで1時間310円 (2) 潜水深度30mまで1時間780円 (3) 潜水深度30m超1時間1,500円 (劣悪な環境下の場合は、1時間につき310円を加算)
救難等作業手当	警察官	救難又は救助等の作業	516千円	日額840円(特別の場合は、1,680円)
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う次に掲げる業務 (1) 航空機の操縦業務 (2) 航空機の整備業務 (3) 前2号に掲げる以外の業務(旅行又は物品の輸送等を目的とする業務を除く。)	5,986千円	(1) 1時間5,100円 (2) 1時間2,200円 (一等及び二等整備士以外の場合は、1時間1,500円) (3) 1時間1,900円
銃器犯罪捜査手当	警察官	防弾装備を装着し、及び武器を携帯して行う次に掲げる業務 (1) 銃器を使用している犯罪現場における犯人逮捕の作業(これに直接関連する業務を含む。) (2) 銃器を所持する犯人逮捕の作業 (3) (1)に付随して行われる固定配置による警戒の作業 (4) (2)に付随して行わ	—	(1) 日額1,640円 (2) 日額1,100円 (3) 日額1,100円 (4) 日額820円

		れる固定配置による警戒の作業 (5) 銃器使用の暴力団対立抗争における張付け警戒作業、銃器使用のおそれがあると認められる暴力団、暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係企業からの保護対象者に対する危害を未然に防止するための保護対策における身辺警戒及び固定警戒の作業		(5) 日額820円
はぶ等捕獲作業手当	特定警察官	住民等からの要請を受け、はぶ等の毒蛇を捕獲し、又は撲殺する作業	746千円	1回800円
死体処理作業手当	職員	死体の発見の場所又は解剖の施設において直接死体を取り扱う作業	61,768千円	1体につき1,600円から3,200円までの範囲内の額
実習船指導手当	実習船に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士、船舶通信士等	沖縄水産高等学校における実習船に乗り組み、次に掲げる生徒の実習の指導業務 (1) 遠洋区域で行う航海実習における指導の業務（(2)に掲げる業務を除く。） (2) 遠洋区域で行う網、なわその他漁具を用いて行う漁ろうの実習における指導の業務 (3) 遠洋区域で行う停泊実習における指導の業務 (4) 遠洋区域以外の区域で行う実習（沖縄本島内における停泊実習及び実習船をドックに入れて行う実習を除く。）	4,244千円	(1) 日額820円 （船長、機関長等は日額1,750円） (2) 日額1,640円 （船長、機関長等は日額3,500円） (3) 日額410円 （船長、機関長等は日額870円） (4) 日額230円
	沖縄水産高等学校に勤務する教育職員	沖縄水産高等学校における実習船に乗り組み、次に掲げる生徒の実習の指導業務 (1) 航海実習における		(1) 日額2,750円

		<p>指導の業務</p> <p>(2) 停泊実習及び実習船をドックに入れて行う実習（沖縄本島内における実習を除く。）</p>		(2) 日額1,650円
浄化処理作業手当	下水道管理事務所（管理班、施設班、水質管理班及び浄化センター（水質管理業務に従事する者に限る。）に限る。）に勤務する職員	<p>(1) 下水道施設における汚泥等の処理作業</p> <p>(2) 汚水管、下水道処理施設等における維持管理作業</p> <p>(3) 汚泥等の採取作業</p> <p>(4) 汚泥等の化学試験及び検査作業</p>	212千円	日額450円 （4の作業に従事した場合、日額290円）
防疫等作業手当	職員	<p>(1) 感染症の病原体に汚染されている区域における防疫作業</p> <p>(2) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ及び豚熱に限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業</p> <p>(3) 職員が家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（前号の作業を除く。）で豚熱のまん延を防止するために行う野生いのししの死体の運搬若しくは埋却又は野生いのししの捕獲現場等の消毒の作業</p> <p>(4) 家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭疽（そ）、ブルセラ症及び鼻疽（そ）に限る。）の病菌を有する家畜又は有する疑いのある家畜の防疫作業</p>	1千円	<p>(1) 日額290円 （感染症患者等に接しておこなう作業等の場合は、日額580円）</p> <p>(2) 日額380円 （牛のと殺作業に従事した場合は、日額760円）</p> <p>(3) 日額290円</p> <p>(4) 日額290円</p>

		(5) 動物用生物学的製剤製造又は病原検索試験研究の作業		(5) 日額290円
	(1) 保健所に所属する運転士	(1) 感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務		(1) 日額290円
	(2) 家畜保健衛生所又は家畜衛生試験場に所属する現業職員	(2) 家畜伝染病予防法第2条第1項に定める家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ症及び鼻そ）の病原体に汚染されている区域において患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業		(2) 日額290円
	(3) 現業職員	(3) 家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ及び豚熱に限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業		(3) 日額380円 （牛のと殺作業に従事した場合は、日額760円）
	(4) 現業職員	(4) 豚熱のまん延を防止するために行う野生いのししの死体の運搬若しくは埋却又は野生いのししの捕獲現場等の消毒の作業		(4) 日額290円
有害薬物取扱等手当	(1) 農林水産部森林管理課、畜産研究センター、農業研究センター、森林資源研究センター、水産海洋技術センター、工業技術センター等に勤務する職員 (2) 保健所に勤務する医療監視員及び薬事監視員	(1) 毒物及び劇物取締法第2条に規定する毒物若しくは劇物を利用した理化学的試験研究若しくは病虫害防除の作業 (2) 医療法及び毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等の業務	222千円	日額290円
	農業研究センター、家畜改良センター、畜産研究センター、森林資	毒物又は劇物を利用した理化学的試験研究の補助又は病虫害防除作業		

	源研究センター、水産海洋技術センター又は高等学校に勤務する現業職員			
用地等交渉手当	土木事務所（用地班、河川都市用地班等）、等に勤務する用地等交渉業務を本務とする職員	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務並びに当該業務のために行う調整等に関する業務	9,066千円	日額750円 （業務が午後6時以降の場合、1,000円）
	土木建築部道路管理課、土木事務所等に勤務する職員	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務並びに当該業務のために行う調整等に関する業務		日額600円 （業務が午後6時以降の場合、1,000円）
私服捜査等手当	特定警察官、警察本部に勤務する電子計算機に係る犯罪の解析その他情報技術の解析の作業に従事する職員及び涉外事件通訳員	私服を着用して行う現場における犯罪の予防若しくは捜査の作業又は被疑者の逮捕の作業	26,187千円	日額560円
看守手当	特定警察官	留置施設における被留置者の看守の作業	4,975千円	日額240円
護送手当	特定警察官	被疑者、被告人又は法令により拘禁されている者の護送作業	2,075千円	日額240円
鑑識作業手当	職員（警察官にあつては、特定警察官に限る。）	指掌紋、足こん跡、手口、写真又は似顔絵を利用する犯罪鑑識作業並びに理化学、法医学、心理学、情報工学又は銃器弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識作業及び警察犬を利用して行う足跡追及、爆発物捜索、捜索救助の作業	2,608千円	(1) 現場 日額560円 (2) 内勤 日額280円
警ら作業手当	特定警察官	交番等に勤務する地域警察官及び機動隊員等による警らの作業	40,581千円	日額340円 （東日本大震災に対処するため、引き続き5日以上従事した場合は、1日につき840円を加算）

夜間特殊業務手当	警察本部、警察署等に勤務する職員、総務部管財課に勤務する守衛等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	121,890千円	(1) 深夜の全部の勤務 1回980円 (2) 2時間以上の勤務 1回650円 (3) 2時間未満の勤務 1回410円
巡回診療手当	保健医療介護部保健医療総務課に勤務する職員	無医地区における巡回診療の業務	—	日額1,000円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の教頭、教諭、助教諭又は講師	小学校又は中学校の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導の業務	3,837千円	日額290円
面接指導手当	通信教育を行う学校及びその協力校の教育職員（通信教育に従事することを本務とする職員を除く。）	面接指導の業務	2,048千円	1時間1,500円
兼務授業手当	高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）の全日制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の定時制の課程の授業の業務	—	授業1時間1,500円
	定時制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の全日制の課程の授業の業務		
税務手当	総務部税務課、県税事務所、自動車税事務所、宮古事務所県税課及び八重山事務所県税課に勤務する職員	県税に関する業務	49,976千円	日額500円から日額1,700円までの範囲内の額（滞納処分又は犯則取締りの業務に従事したときは日額100円を加算）
教員特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。）	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	513,794千円	日額8,000円から日額16,000円までの範囲内の額
		修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの		日額5,100円
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して		日額5,100円

		行う指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日、休日等に行うもの		
		部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの		日額2,700円
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの		日額900円
農業機械等運転作業手当	畜産研究センター、農業研究センター、家畜保健衛生所又は家畜改良センターに勤務する職員（現業職員を含む）	道路交通法第3条に規定する大型特殊自動車又は小型特殊自動車（耕うん機）の運転作業	209千円	日額230円
病虫害防除指導手当	病虫害防除技術センターに勤務する職員（行政職給料表の適用を受ける職員に限る。）	病虫害の発生予察及び防除指導の業務	1,306千円	日額870円から日額1,700円までの範囲内の額
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	訓練礼式、ポンプ操法訓練、体育訓練、救急実技訓練、火災防御訓練、救助訓練、水防訓練又は危険物実技の訓練の指導の業務	141千円	日額700円
夜間緊急呼出手当	特定警察官等	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う交通取締等、爆発物等処理作業、私服捜査等又は鑑識作業等の業務	313千円	1回につき1,240円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教諭（特定の主任等の職務を担当する教諭に限る。）	教務その他教育に関する事項についての連絡調整及び指導助言の業務	122,727千円	日額200円

身辺警護等作業手当	警察官	身辺警護等の作業	1,022千円	日額640円 (天皇、皇后等の身辺の警衛の作業の場合は、1,150円)
定時制夜間勤務手当	定時制の課程を置く高等学校に勤務する事務職員	定時制の課程に関する業務（午後5時以降において2時間以上従事した場合に限る）	195千円	日額130円
	定時制の課程を置く高等学校に勤務する現業職員	炊事等の業務（午後5時以降において2時間以上従事した場合に限る）		日額130円
外国勤務手当	外国に駐在することを命ぜられた職員	外国において特定の事務を処理する業務に従事したとき	70,544千円	月額（在外公館に勤務する外務公務員に対して支給される在勤基本手当の額に100分の80を乗じて得た額、住居手当の額、配偶者手当の額及び子女教育手当の額を合計した額）
道路上作業手当	土木事務所に所属する現業職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業	353千円	日額300円
東日本大震災関連作業手当	職員	東日本大震災に対処するため、次に掲げる区域で行う業務 (1) 東京電力(株)福島第一原子力発電所の敷地内の区域（免震重要棟外） (2) 東京電力(株)福島第一原子力発電所の敷地内の区域（免震重要棟内） (3) 帰宅困難区域に設定することとされた区域（屋外） (4) 帰宅困難区域に設定することとされた区域（屋内） (5) 居住者制限区域（屋外） (6) 居住者制限区域（屋内）	—	(1) 日額20,000円（敷地内の屋外作業の場合は、13,300円） (2) 日額3,300円 (3) 日額6,600円 (4) 日額1,330円 (5) 日額3,300円 (6) 日額660円 (3)又は(5)について、作業に従事した時間が1日について4時間に

				満たない場合は、支給額の6割
原子力緊急事態関連作業手当	職員	職員が原子力緊急事態宣言であった場合で、緊急事態応急対策実施区域等を考慮して定める区域における業務	—	日額20,000円以内

(5) 時間外勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	3,946,151千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	466千円
支給実績（令和5年度決算）	3,842,906千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	453千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1)父母等 月額6,500円 (2)子 月額13,000円（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算） 〔令和7年度経過措置〕 配偶者 月額3,000円 子 月額11,500円	同じ	—	3,089,233千円	271,581円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額27,000円以下の職員 家賃の月額から16,000円を控除した額 (2) 家賃が月額27,000円を超える職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額28,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1	同じ	—	2,667,001千円	278,480円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分については、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額45,700円までの範囲内の額	異なる	交通機関利用の支給限度額月額55,000円まで	1,970,892千円	91,875円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円（職員と配偶者等の住居の距	同じ	—	347,882千円	558,398円

	離が100km以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円までの範囲内の額を加算)				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（部長、統括監、課長、校長、教頭等）に支給。職務に応じ39,700円から104,200円までの範囲内の額	異なる	俸給表、職務の級及び職の区分別に定められた額（46,300円から146,400円までの範囲内）を支給	1,040,280千円	670,284円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給 (1) 医師又は歯科医師 月額417,600円以内（35年間漸減しながら支給） (2) 獣医師 月額55,000円以内（15年間漸減しながら支給）	異なる	獣医師に支給なし	103,293千円	1,359,118円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ4%から25%までの割合を乗じた額	同じ	—	789,418千円	626,025円
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給（人事委員会で定める条件に該当する者は6年間）。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ、異動後4年間は4%から6%まで、5年目は4%、6年目は2%の割合を乗じた額	同じ	—		
へき地手当	へき地教育振興法施行規則で定める基準によるへき地学校等に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、学校に応じ8%から25%までの割合を乗じた額			1,444,781千円	832,247円
へき地手当に準ずる手当	へき地教育振興法施行規則で定める基準によるへき地学校等への異動に伴って住居移転したとき、異動後3年間（任命権者が必要と認める場合は6年間）支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、異動後5年間は4%、6年目は2%の割合を乗じた額				
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務するこ	同じ	—	568,766千円	181,947円

	とを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額				
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	—	279,513千円	116,561円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給。勤務1回につき4,200円（人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、5,900円又は7,200円）	同じ	—	164,044千円	90,035円
管理職員特別勤務手当	管理職員（大学の学長を含む。）が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給 (1) 大学の学長を除く管理職員 1回4,000円から12,000円まで (2) 大学の学長 1回18,000円	同じ	—	10,953千円	117,774円
義務教育等教員特別手当	公立の学校に勤務する教育職員に支給。職務の級及び号給に応じ月額2,000円から月額8,000円までの範囲内の額			959,658千円	59,121円
定時制通信教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する校長及び教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭等に支給 (1) 管理職員 給料月額の2%又は4% (2) 管理職員以外の職員 給料月額の3%又は6%			51,992千円	239,594円
産業教育手当	農業、水産、工業等の課程を置く高等学校に勤務し、実習を伴う農業、水産、工業、電波若しくは商船に関する科目の授業及び実習を担当する時間数がその者の担当時間数の2分の1以上となる教諭、実習助手等に支給。給料月額の6%（定時制通信教育手当を受ける者は4%）			129,884千円	250,741円
農林漁業普及指導手当	農業、林業、又は水産業の普及指導事業に従事する職員に支給 (1) 管理職員 給料月額の4% (2) 管理職員以外の職員 給料月額の8%			28,828千円	303,453円

災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、本県に派遣された職員がその職員の住所又は居所を離れて、本県の区域に滞在することを要する場合に支給。 1日につき3,970円から6,620円までの範囲内の額			—	—
--------	--	--	--	---	---

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給料	知 事 副 知 事		1,230,000円 970,000円	
報酬	議 長 副 議 長 議 員		980,000円 840,000円 750,000円	
期末手当	知 事 副 知 事	(令和6年度支給割合)	3.30月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合)	3.30月分	
退職手当	知 事 副 知 事	(算定方式) 123万円×在職月数×0.50 97万円×在職月数×0.42	(1期の手当額) 2,952万円 1,955万円	(支給時期) 任期毎 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当見込額である。

6 職員数の状況

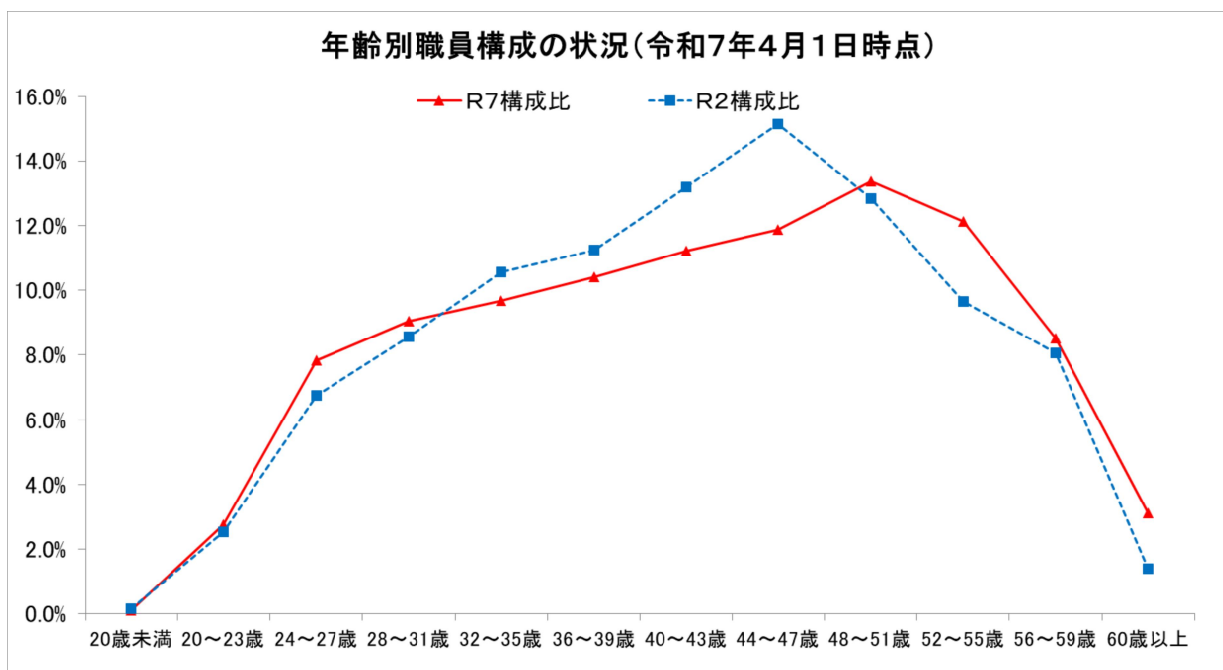
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	43	43	0	○欠員不補充（労働） ○感染症対策事業者支援業務縮小（商工） ○児童相談所体制強化（民生） ○感染症対策関連業務縮小（衛生）
		総務	841	839	△2	
		税務	161	162	1	
		労働	94	89	△5	
		農林水産	851	850	△1	
		商工	278	275	△3	
		土木	710	712	2	
		民生	451	470	19	
		衛生	608	601	△7	
		小計	4,037	4,041	4	（参考：人口10万人当たり職員数 272人）
	教育部門	16,882	16,892	10	○教育DXの体制整備、新規採用、特別支援学校の児童生徒数増に伴う増	
	警察部門	3,234	3,237	3	○サイバー犯罪・匿名流動型犯罪対策強化に伴う地方警察官の増	
	小 計	24,153	24,170	17	（参考：人口10万人当たり職員数 1,858人）	
公 会 営 計 企 業 部 門 等		病院	3,084	3,105	21	○リハビリ体制強化に伴う増
		水道	238	241	3	○離島水道広域化実施箇所数増
		下水道	76	75	△1	
		その他	28	27	△1	
		小 計	3,426	3,448	22	
合 計			27,579 [28,805]	27,618 [28,927]	39 [122]	（参考：人口10万人当たり職員数 1,856人） R7年1月1日現在 1,484,081人 （住民基本台帳人口）

備考 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 29	人 759	人 2,163	人 2,496	人 2,670	人 2,873	人 3,099	人 3,281	人 3,689	人 3,345	人 2,354	人 860	人 27,618

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	3,939	3,981	4,037	4,125	4,037	4,041	102 (2.6%)
教育	14,399	16,527	16,549	16,674	16,882	16,892	2,493 (17.3%)
警察	3,219	3,208	3,208	3,228	3,234	3,237	18 (0.6%)
消防	—	—	—	—	—	—	—
普通会計計	21,557	23,716	23,794	24,027	24,153	24,170	2,613 (12.1%)
公営企業等会計	3,212	3,251	3,312	3,396	3,426	3,448	236 (7.3%)
総合計	24,769	26,967	27,106	27,423	27,579	27,618	2,849 (11.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費 比率 B ÷ A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和6年度	千円 30,570,513	千円 △217,926	千円 2,047,209	% 6.7	% 6.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費304,755千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	参考) 都道府県平 均1人当た りの給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和6年度	人 247	千円 994,977	千円 237,496	千円 298,613	千円 1,531,086	千円 6,199	千円 7,099

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県	43.34 歳	353,547 円	556,616 円
団 体 平 均	— 歳	— 円	— 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	団体平均
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,255 千円	1人当たりの平均支給額（令和6年度） 1,752千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

沖 縄 県		一般行政職・団体平均等
(支給率)	自己都合 応募認定・定年	
勤続20年	19.6695月分 24.58688月分	
勤続25年	28.0395月分 33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分 47.709月分	
最高限度額	47.709月分 47.709月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%から45%までの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額		1人当たり平均支給額
— 千円 19,672千円		13,757千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		1,537千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		524,360円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
東京都特別区	20.0%	2人	20.0%
大阪府枚方市	10.0%	1人	10.0%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		2,088千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		15,585円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		56.0%		
手当の種類（手当数）		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	—	1時間800円
用地等交渉業務手当	経理課管財班に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	—	日額600円（ただし、午後6時以降1,000円加算）
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管理課水管理センターに所属する職員	交替制勤務（浄水施設における24時間運転管理業務）	1,593千円	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場、危険な工事箇所で行う監督、測量検査・調査等	156千円	日額300円
		交通の頻繁な国道、県道、市町村道の道路上において、交通を遮断することなく行う監督、測量、検査、調査、検針、点検、修	43千円	日額150円

		繕、交通整理等の作業		
		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	50千円	日額400円
		倉敷ダム管理所に勤務する職員が洪水警報発令中に行う河川の巡回監視作業	—	日額800円
有害毒薬物取扱手当	水質管理事務所に所属する職員	水質試験業務	227千円	日額150円
		保護具を着用し毒物劇物等を注入する設備の修繕作業、毒物劇物等又はオゾンの漏洩事故対応作業	19千円	日額230円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	92,986千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	391千円
支給実績（令和5年度決算）	84,974千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	357千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者、父母等 月額6,500円（企業職7級以下）月額3,500円（企業職8级以上） (2) 子 月額10,000円（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）	同じ	—	38,348千円	294,981円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額27,000円以下の職員 家賃の月額から16,000円を控除した額 (2) 家賃が月額27,000円を超える職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月	同じ	—	29,035千円	290,353円

	額28,000円) 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1 に掲げる額の2分の1				
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額45,700円までの範囲内の額	同じ	—	37,344千円	168,215円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円までの範囲内の額を加算）	同じ	—	—	—
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給（企業技監、統括監、参事、課長等）。職の区分に応じ49,900円から93,800円までの範囲の額	同じ	—	15,316千円	765,780円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に当該職員に対して支給。勤務1回につき職の区分に応じ6,000円から12,000円まで範囲の額。また、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、勤務1回につき、職の区分に応じ3,000円から6,000円までの範囲の額。	同じ	—	67千円	11,167円
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額	同じ	—	12,901千円	153,579円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たり	同じ	—	7,838千円	230,540円

	の給与額に100分の25を乗じた額			
--	-------------------	--	--	--

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費 比率 B ÷ A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和6年度	千円 656,811	千円 35,373	千円 22,957	% 3.5	% 3.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費4,864千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B ÷ A	(参考) 都道府県平均 1人当たりの 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和6年度	4人	千円 14,016	千円 4,647	千円 4,344	千円 23,007	千円 5,752	千円 6,610

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県	31.50 歳	270,025 円	420,428 円
団 体 平 均	— 歳	— 円	— 円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	団体平均
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,086千円	1人当たりの平均支給額（令和6年度） 1,625千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	

備考 () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

沖 縄 県		一般行政職・団体平均等
(支給率)	自己都合 応募認定・定年	
勤続20年	19.6695月分 24.58688月分	
勤続25年	28.0395月分 33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分 47.709 月分	
最高限度	47.709 月分 47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%から45%までの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額		1人当たり平均支給額
— 千円 — 千円		5,213千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
東京都特別区	20.0%	0人	20.0%
大阪府枚方市	10.0%	0人	10.0%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		8千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		3925円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		50.0%		
手当の種類（手当数）		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	—	1時間800円
用地等交渉業務手当	経理課管財班に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	—	日額600円（ただし、午後6時以降1,000円）
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管理課水管理センターに所属する職員	交替性勤務（浄水施設における24時間運転管理業務）	—	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場、危険な工事箇所で行う監督、測量検査・調査等	3千円	日額300円
		交通の頻繁な国道、県道、市町村道の道路上において、交通を遮断することなく行う監督、測量、検査、調	3千円	日額150円

		査、検針、点検、修繕、交通整理等の作業		
		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業等	2千円	日額400円
		倉敷ダム管理所に勤務する職員が洪水警報発令中に行う河川の巡回監視作業	—	日額800円
有害毒薬物取扱手当	水質管理事務所に所属する職員	水質試験業務	—	日額150円
		保護具を着用し毒物劇物等を注入する設備の修繕作業、毒物劇物等又はオゾンの漏洩事故対応作業	—	日額230円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	1,804千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	451千円
支給実績（令和5年度決算）	1,402千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	351千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者、父母等 月額6,500円（企業職7級以下）、月額3,500円（企業職8級） (2) 子 月額10,000円（なお、16歳から22歳の子一人につき5,000円加算）	同じ	—	438千円	219,000円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額27,000円以下の職員 家賃の月額から16,000円を控除した額 (2) 家賃が月額27,000円を超える職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月	同じ	—	1,074千円	268,500円

	額28,000円) 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1 に掲げる額の2分の1				
通勤手当	通勤距離が2 km以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額45,700円までの範囲内の額	同じ	—	860千円	214,955円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円までの範囲内の額を加算）	同じ	—	—	—
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給（企業技監、統括監、参事、課長等）。職の区分に応じ49,900円から93,800円までの範囲の額	同じ	—	—	—
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に当該職員に対して支給。勤務1回につき職の区分に応じ6,000円から12,000円までの範囲内の額。また、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合、勤務1回につき、職の区分に応じ3,000円から6,000円までの範囲の額	同じ	—	—	—
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額	同じ	—	25千円	24,928円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤	同じ	—	—	—

	務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額			
--	--------------------------------	--	--	--

(3) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B÷A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	千円 72,259,056	(純損失) 千円 9,938,584	千円 39,461,528	% 54.6	% 52.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費0千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B÷A	(参考) 都道府県平均 1人当たりの 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和6年度	人 3,352	千円 12,528,786	千円 8,809,517	千円 5,066,562	千円 26,404,865	千円 7,877	千円 7,469

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県	38.6 歳	331,427 円	656,446 円
医 師	43.1 歳	552,963 円	1,654,918 円
看 護 師	37.6 歳	301,363 円	521,928 円
事務職員	46.5 歳	319,273 円	530,929 円
団体平均	41.8 歳	348,061 円	637,307 円
医 師	41.0 歳	574,559 円	1,449,897 円
看 護 師	40.1 歳	312,661 円	518,809 円
事務職員	45.4 歳	328,324 円	528,274 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	団体平均
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,512千円	1人当たりの平均支給額（令和6年度） 1,566千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分	勤勉手当 2.10月分

(1.40)月分	(1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (令和7年4月1日現在)

沖 縄 県			団体平均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%から45%までの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無)			
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額
2,476千円 20,414千円			4,797千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)			350,144千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)			907,110円
支給対象地域	支給対象職員数	支給割合	一般行政職の制度 (支給率)
東京都特別区	1人	20.0%	20.0%
医師・歯科医師	386人	16.0%	—%

エ 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		1,230,541千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		257,758円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)		88.7%		
手当の種類 (手当数)		15		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度)	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫手当	医師及び歯科医師以外の職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において感染症の病原体を有する者若しくは有する疑いのある者の看護等の作業又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物	—	日額290円

		件の処理作業		
	運転士	感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務		
夜間看護等手当	助産師、看護師、准看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、薬剤師若しくは看護補助員(看護学校を卒業した者に限る。)又は管理者がこれらに準ずると認める職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日午前5時まで)において行われる看護等の業務	472,117千円 65,405千円 86,451千円 393千円	1 深夜の全部の勤務 1回7,300円 2 4時間以上の勤務 1回3,550円 3 2時間以上4時間未満の勤務 1回3,100円 4 2時間未満の勤務 1回2,150円
	病院事業医療職給料表の適用を受ける職員のうち管理者の定める職員	正規の勤務時間以外の時間において救急患者に対処するために呼出しを受けて従事する1時間以上の業務	3,688千円	1回1,620円
巡回診療手当	医師及び歯科医師	離島へき地の巡回診療の業務	5千円	日額5,000円
	看護師、病理細菌技術者、診療放射線技術者		2千円	日額1,500円
暴風雨時手当	職員	暴風雨時(当該職員が勤務する事業所における業務の全部又は一部が、台風の来襲等による事故発生の防止のための措置として停止された期間に限る。)において、業務に従事することを特別に命ぜられた時の業務	977千円	1時間500円
医師手当	医師又は歯科医師	医療業務等	267,608千円	月額25,000円から月額200,000円までの範囲内の額
	医師	病理学的検査の業務	6,000千円	月額100,000円
		放射線診療又は麻酔の業務	20,075千円	月額50,000円
		離島精神科医師の業務	7,020千円	月額150,000円
夜間特殊業務手当	施設管理技士	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	175千円 — —	1 深夜の全部の勤務 1回980円 2 2時間以上の勤務 1回650円 3 2時間未満の勤務 1回410円
精神保健業務手当	病院(精和病院を除く。)に所属する運転士	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者の搬送業務	—	日額230円
離島診療支援手当	職員	離島病院等に勤務する職員以	7,091千円	離島診療支援手当基

		外の職員による離島病院等における診療支援の業務		礎額に、支援業務に従事した日数を乗じて得た額
高電圧作業手当	職員	交流600ボルト以上又は直流750ボルト以上の電圧を有する電流の送電中における受送電設備の保守又は補修の作業	—	日額230円
性暴力被害者支援医療業務手当	医師	医師である職員が、性的な被害を及ぼす暴力その他の言動により性的な被害を受けた者（当該被害について初めて医療を受けるものに限る。）の医療の業務に従事したときに支給する。	990千円	日額15,000円
特別診療手当	医師（県立病院の管理職）	医師である職員であって、県立病院の管理職にある者が、正規の勤務時間以外の時間において診療の業務	46,879千円	1時間7,250円
特定看護分野業務従事手当	看護師	専従の職員として届出がされている感染管理、皮膚・排泄ケア及び緩和ケアに係る認定看護分野の認定看護師が当認定等に係る看護分野の業務に専ら従事したとき	1,077千円	日額500円
離島救急患者ヘリコプター等搬送添乗業務手当	職員	離島の救急患者搬送においてヘリコプター等に添乗する業務に従事したとき。または医師のうち、管理者が定める職員が、離島の救急患者搬送態勢確保の業務に従事したときに支給する。	10,500千円	1 目的地に到着した場合 1回 医師 40,000円 1回 医師以外 10,000円 2 目的地に到着しないで引き返した場合 1回 医師 30,000円 1回 医師以外 7,500円 3 病院等から出発してヘリコプター等に添乗しないで引き返した場合 1回 医師 10,000円 1回 医師以外 2,500円 4 1から3までの業務のために待機をしていた場合（1から3までのが発生した場合を除く。） 月曜日から土曜日 1回 5,000円 日曜日 1回 10,000円

離島診療所代替看護業務手当	看護師	離島診療所の支援のため、本庁機関から派遣される看護師が、診療所において代替看護業務に従事したとき	2,160千円	月額60,000円
看護職員等処遇改善手当	看護師、臨床検査技師等コメディカル及び看護補助員等	看護等の業務に従事したとき	231,550千円	1 看護師 月額 10,500円 2 看護師以外の職員 月額2,400円
看護補助員処遇改善手当	看護補助員	病院又は診療所に勤務する看護補助員が助手的看護業務に従事したとき	378千円	月額5,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	2,968,224千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	899千円
支給実績（令和5年度決算）	3,081,840千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	968千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 父母等 月額6,500円 (2) 子 月額13,000円 (なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算) [経過措置] 令和7年度に限り、上記の支給単価を次の額とする。 ・配偶者 月額3,000円 ・子 月額11,500円	同じ	—	364,398千円	260,470円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した	同じ	離島職員に対して特例加算を行なう	412,421千円	279,418円

	<p>額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額28,000円）</p> <p>2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1</p> <p>3 離島に勤務する採用10年目までの職員であって、月額88,000円を超える家賃を支払っている職員のうち、管理者が定めるやむを得ない事情があると認められる者には、1及び2の額に、家賃の額から88,000円を控除した額の2分の1（上限22,000円）を加算する。</p>				
通勤手当	<p>通勤距離が2km以上の職員に支給</p> <p>(1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。</p> <p>(2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額45,700円までの範囲内の額</p>	同じ	—	224,436千円	97,454円
単身赴任手当	<p>異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円までの範囲内の額を加算）</p>	同じ	—	61,395千円	626,476円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給。職の区分に応じて、月額49,900円から110,100円の額</p>	同じ	—	55,281千円	1,083,941円
初任給調整手当	<p>採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給</p> <p>(1) 医師又は歯科医師 月額347,300円以内（35年間漸減しながら支給）</p> <p>(2) 精神科を本務とする医師 月額368,400円以内（35年間漸減しながら支給）</p> <p>(3) 薬剤師 月額50,000円以内（12年間漸減しながら支給）</p>	異なる	医師又は歯科医師に対する支給額の上限（月額417,600円以内）が異なる 薬剤師を手当の対象とする	1,413,256千円	3,211,945円
特地勤務手当	<p>離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ4%から25%までの</p>	同じ	—	415,919円	582,520円

	割合を乗じた額				
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給(人事委員会で定める条件に該当する者は6年間)。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ、異動後4年間は4%から6%まで、5年目は4%、6年目は2%の割合を乗じた額	同じ	—		
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	—	477,166千円	237,632円
宿日直手当	<p>1 病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける広域異動職員のうち、入院患者の症状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務 1回につき 30,000円 ただし、宿日直勤務としての勤務時間が5時間に満たない場合は、その額に100分の50を乗じて得た額とする。 宿日直勤務又は日直勤務から引き続いて行なわれる日直勤務又は宿日直勤務の時間が18時間以上に及ぶ場合には、前項の規定にかかわらず、宿日直手当の額は、前項に掲げる額に100分の150を乗じて得た額とする。</p> <p>2 病院事業医療職給料表(2)の適用を受ける広域異動職員のうち、入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等を行なう臨床工学技士の宿日直勤務 1回につき 6,400円 ただし、宿日直勤務としての勤務時間が5時間に満たない場合は、その額に100分の50乗じて得た額とする。</p>	異なる	一般の宿日直勤務 1回4,700円(5時間未満2,200円)	45,973千円	1,069,140円